

令和6年3月22日

女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画

法人の女性職員の割合は約7割を占め、女性が就業しやすく、能力を発揮しやすい環境となってはいるが、介護職・看護職の慢性的な人手不足が続くなかで女性が安心して就業できる職場環境となるよう行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標：女性管理職比率は約55%であるが、次世代への継承も見据え、法人全体を統括する管理職へ女性職員を登用する。（2名以上）

【取り組み内容】

- ・各年度4月 新卒採用、中途採用、再雇用を問わず、経験や能力を重視した管理職への登用を行う。
- ・各年度4月 管理職の世代交代に備え、経験豊富な職員の管理職への登用を進める。
- ・各年度4月 人事考課基準による適正な評価、研修による育成を行い、法人を統括できる管理職への登用。

目標：慢性的な人手不足が懸念される中で、子育てや家庭との両立をさせながら働きやすい環境となるよう所定時間外労働を軽減する。

（月平均時間外労働時間25時間以内）

【取り組み内容】

- ・各年度4月 法人内各施設・事業所における時間外労働の把握。適正な人員調整と配置、業務最適化の改善と各施設間の応援体制の整備により時間外労働時間を25時間以内とする。